

広島県告示第千九十二号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項第三号中「及び」を「又は」に改め、「掲げる」の下に「業種に属する」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 中堅企業者 中小企業者以外で、資本金の額又は出資の総額が十億円未満の事業者をいう。

附則第四項に次の一号を加える。

五 産業競争力強化促進事業 中小企業者、中堅企業者又はこれらの者に貸貸するためリース事業者等が、広島県内で、別表第二に掲げる業種に属する事業の用に直接供する事業場等（設備を除く。以下この号において同じ。）を新設し、若しくは増設し、又は当該事業場等において設備を新設し、増設し、若しくは更新する事業であつて当該事業が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第三条第三項の事業高度化に資するものをいう。

附則第五項中「、知事」を「知事」に改め、「という。」の下に「又は産業競争力強化促進事業であつて知事が指定するもの（同一敷地内で過去に当該指定を受けていないものに限る。以下「指定産業競争力強化促進事業」という。）」を加え、同項ただし書中「指定被災企業等復興事業」の下に「又は指定産業競争力強化促進事業」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定産業競争力強化促進事業で新設し、増設し、若しくは更新する事業場等を自ら使用する中小企業者又は中堅企業者で、新規雇用常用労働者を五人以上雇用する者であつて、引き続きこの水準を維持することが確実である者又は指定産業競争力強化促進事業を実施するリース事業者等（この号に規定する新規雇用常用労働者に係る要件を満たす中小企業者又は中堅企業者に賃貸する場合に限る。）

附則第六項及び第七項中「被災企業等復興事業」の下に「又は産業競争力強化促進事業」を加える。

附則第八項中「指定を受けようとする者は」を「被災企業等復興事業に係る知事の指定を受けようとする者にあつては」に改め、「申請書に」の下に「、同項の規定による産業競争力強化促進事業に係る知事の指定を受けようとする者にあつては、平成二十三年十二月五日から平成二十五年三月三十一日までの間に附則別記様式第一号の二による申請書に、それぞれ」を加える。

附則第九項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「指定被災企業等復興事業を」を「指定被災企業等復興事業又は指定産業競争力強化促進事業を」に、「この場合の前二号」を「この場合における第一号及び第二号」に、「指定被災企業等復興事業について」を「指定被災企業等復興事業又は指定産業競争力強化促進事業について」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第五項第三号に該当する者に係る助成金の額は、指定産業競争力強化促進事業の設備投資額に百分の五を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とし、同一敷地内の指定産業競争力強化促進事業について、十億円を限度とする。

附則第十項ただし書中「指定被災企業等復興事業」の下に「又は指定産業競争力強化促進事業」を加える。

附則第十一項中「指定被災企業等復興事業」の下に「又は指定産業競争力強化促進事業」を加え、「附則第五項第一号又は第二号」を「附則第五項各号」に改め、「別記様式第四号」の下に「による指定事業承継届」を加え、「附則別記様式第四号」を「指定被災企業等復興事業を承継する者にあつては、附則別記様式第四号による指定被災企業等復興事業承継届に、指定産業競争力強化促進事業を承継する者にあつては、附則別記様式第四号の二による指定産業競争力強化促進事業届」を加える。

附則別記様式第一号中「強制的に」の下に「被災企業等復興事業に係る旨の」を加える。

附則別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

附則別記様式第1号の2 (附則第8項関係)

奨励指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

住所
申請者氏名又は名称
及び代表者名

⑩

広島県産業集積促進助成要綱附則第5項の規定による産業競争力強化促進事業に係る知事の指定を受けたので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者区分 注	1 中小企業者 2 中堅企業者			
新増設の事業場等の名称		新増設の事業場等の所在地		
新設又は別増設の別		主たる製品(業種)	()	
新増設の事業場等の工期	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	新増設事業場等建築延べ床面積		m ²
新増設事業場等操業開始予定日	平成 年 月 日	新規雇用常用労働者数		
新増設に要する費用		助成金対象施設に要する費用		
助成金対象施設の名称				

注 該当する項目の番号に○印を付けてください。なお、リース事業者の場合は、賃貸する事業者の区分により記入してください。

添付書類 (1) 新増設事業場等建設計画書

(2) 機器等整備計画書

(3) 公害防止施設説明書

(4) 労働者の雇入れに関する計画書

(5) 事業計画図面

(6) 法人にあっては、定款及び会社の概要等

(7) 法人にあっては、登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)

(8) 印鑑証明書

(9) 申請時前3年分の営業報告書及び県税について滞納がないことを証明する書面

(10) 共同事業者に関する説明書(附則第6項の規定を適用する場合に限る。)

(11) リース事業者等と施設の運営主体となる者の共同事業に関する説明書(附則第7項の規定を適用する場合に限る。)

附則別記様式第四号の次に次の一様式を加える。

附則別記様式第4号の2 (附則第11項関係)

指 定 産 業 競 争 力 強 化 促 進 事 業 承 継 届

平成 年 月 日

広島県知事様

住 所

申請者 氏名又は名称

及び代表者名

①

平成 年 月 日付け指令 第 号による指定産業競争力強化促進事業を別記のとおり承継したので、広島県産業集積促進助成要綱附則第11項で準用する第12条第3項の規定により届け出ます。なお、承継後も引き続き指定を受けたので、同要綱及び当該奨励指定書に記載の各事項を遵守することを誓約します。

- 1 承継した事業場の所在地及び名称
- 2 承継の年月日
- 3 承継後の操業(研究・業務)開始の年月日
- 4 承継の事由
- 5 承継後の変更事項

注 承継の事実を証する書類を添付すること。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県産業集積促進助成要綱の施行の日以後一月以内に事業場等の新設、増設又は更新に係る工事に着手する附則第五項第三号（附則第六項の規定による産業競争力強化促進事業の事業場等の運営主体となる者を含む。）に該当する者に対する附則第八項の申請期限については、同項の規定にかかわらず、当該工事に着手する日（建物の建設を伴わない場合にあつては、当該事業に着手する日）までとする。